

意見の概要	意見についての考え方
<p>全体</p> <p>承認基準は、(1)プロジェクトの内容が京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に反しないこと、(2)プロジェクト実施主体が、プロジェクトの的確な遂行が明らかに困難な経営状況等にあると認められるものでないことのみ記載されている。承認を求める事業者の利益の観点からも、承認の基準はより明確で、裁量の無い形で定められるべき。【市民団体】</p> <p>事業者にとって、手間がかからず、迅速にプロセスが進み、余分な負担をかけないものとすべき。【事業者】</p> <p>京都議定書の制約はあるものの、ODAを含む公的資金の投入はやむを得ない。CDMの資金源に対する制約はなるべく設けないことが望ましい。【事業者】</p>	<p>日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を目的とするのではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであり、承認基準は原案どおりとすることが適当である。</p> <p>京都議定書に於いては既存のODAの流用となつてはならないと規定されており、ODAのCDMへの活用を全面的に禁止するものとはなっていない。ODAのCDMへの活用については、日本政府として今後どう扱っていくか検討する。</p>
<p>フローチャート</p> <p>本申請が、JI、CDM事業を行うプロセスの中で、どの部分にあたるのか不明確。JI、CDMの手続き全体のフローを作成し明確にすべき。【事業者】</p>	<p>日本政府への申請はプロジェクト設計書の添付を求めていることから、プロジェクト実施者が第三者機関(CDMの場合、指定運営機関)にプロジェクト設計書を提出し有効化審査を受ける前ないし審査と同時になされると考えている。なお、フローについては経済産業省「京都メカニズム利用ガイド Version2.1」P.25、60、環境省「図説：京都メカニズム」P.8～9、19～21を参照されたい。</p>
<p>登録簿</p> <p>「日本の国別登録簿上の口座」とあるが、「日本の国別登録簿上の口座(各事業者が開設(保有)する口座を含む)」としてほしい。これは、マラケシュ合意では、政府だけではなく、事業者もJI、CDMを行い、口座を開設することができる旨規定されているため。各事業者が行った排出削減量は、各事業者の口座に移転することを明記すべき。【事業者】</p> <p>P.12別紙において、ERU又はCERが発効されて、プロジェクト実施主体に移転された場合に、日本政府に移転内容がオンライン上で通知されるシステムが可能な場合には、報告は必要ない。なお、報告が必要な際には報告様式、内容等を具体的に定め、かつ報告はファックス又は電子メールによる対応も可能とすべき。【事業者】</p>	<p>「日本の国別登録簿上の口座」とはご指摘のとおり民間事業者の口座を含むものである。表現についてはそういう理解ということで原案のままとする。</p> <p>報告の方法については、<u>の下から2行目「書面で」を削除する。</u>代わりに報告方法については指針4.を適用し、<u>電子的な手続き又は書面による手続きをとることができることと変更する。</u></p>
<p>申請言語</p> <p>プロジェクト設計書は英語のみの提出でも可能であることを記載すべき。これは事業者にとって、手間がかからず、迅速にプロセスが進み、余分な負担をかけないという観点から。【事業者】</p> <p>基本的に、この用紙も含めた申請書類は、すべて英語を基本にすべきであり、日本語はあくまでもそれに付随する翻訳版とするべき。日本では日本語をベースにして審査が行われ、その英語翻訳版が国際的に審査されるとすると、翻訳過程で誤差・誤解が生じる場合がある。日本語で審査をさ</p>	<p>日本政府によるプロジェクト承認は、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするもの。このため申請書の言語は日本語を必須とする。なお、プロジェクト設計書は英語のみの提出が可能。</p>

れ承認された場合、国際審査の場面で、どのような審査を経て日本国が承認したのかが、見えにくくなり、透明性がなくなる。最初から英語で審査をすることは、日本語の特殊性を排除し、同じスタートラインに立ち、ホスト国の理解を得る上でも、パブリック・コメントの過程でもわかりやすくなる。【個人】

定義

「連絡会において、プロジェクト支援担当省庁を決定する」とあるが、連絡会の開催頻度を明記すべき。これは開催頻度を把握するため。標準処理期間とも関わると考えられるが、連絡会の開催頻度によっては、迅速にプロセスが進まない場合が考えられ、排出削減プロジェクトに影響を与えかねない。迅速な対応をお願いしたい。【事業者】

1 ページ 1.(2)の1行目、1.(8)の1行目および2 ページ 1.(9)の1行目の「速やかに」という表現は不明瞭。標準処理期間とも関わると考えられるが、早急に明確な日数を明記すべき。これは迅速にプロセスが進まない場合、排出削減プロジェクトに影響を与えかねないため。【事業者】

「重大な変更」とは何かを明記すべき。簡易な変更と重大な変更の違いが分からない。【事業者】
1 2 ページ VI.排出削減量等が発行、移転された場合において「ERU 又は CER を書面で報告」とあるが、書面に記載する内容はどのようなものが、明確にされたい。【事業者】

承認基準全体

京都メカニズムを活用する場合に、関係各国政府の承認が必要ではあるが、京都議定書にも、マラケシュ・アコードにも、投資国側政府承認の条件など細かいことは書かれていない。そこで、承認基準として、2 ページで1) プロジェクトの内容が、国際的合意事項に反するものでないこと、2) プロジェクト実施主体がプロジェクト遂行に困難な経営状況等にあると認められないことの二つの条件を出しているのは、妥当であるとも考えられるが、それで十分なのか。「国際的合意事項に反するものでないこと」とは、どこまでのことを意味するのか。何をチェック基準にするのか。【個人】

CDM/JI の日本政府による承認プロセスの目的は2点あると考えられる。すなわち、(1) 正式な日本国政府の承認(お墨付き)、(2) 日本からのプロジェクトがきちんと実施されるための促進目的。

(2)の目的に関して、今回の承認指針案が、どのような実施体制を考えているかが、不透明。純粹に(1)を対象としたもので、(2)は、別のチャンネルで扱うのであれば問題ないが、たとえば、逆に申請者側からプロジェクト実施にあたって(外交ルートを使って可能なことなど)政府への要望があるかもしれない。そのための別の要望事項を書くフォームがあってもいいような気がする。

また、この申請書が、時間的に、どの段階で出されるべきものかどうか、上の(2)の点も含めて、不明瞭。そのあたりを、手続きフローという形で図示して頂いた方がありがたい。たとえば、ホスト国了承の前であるとか、OE とのやりとりの中で PDD が変更された場合は、申請しなおさなければならないかどうか、などの点。(たとえば排出削減量見込みが当初の半分になった場合、重大な変更なのか?) また、OE が OK を出した後で、重大な変更があったとして、日本政府がノーとする場合も考えられるのか? 政府承認を待たずに(見込みで並行して) OE に PDD チェックをお願いすることは? 先進国側の参加者が複数にわたる場合、すべての国に出す必要があるかどうか、などもこれだけではわかりかねる。どのくらい申請書に書き込まなければならないのか? 具体的な例があると助かる。【個人】

連絡会における報告、協議及び決定については、必ずしも会議の開催は必要とせず、FAX 又は電子メールによる対応を可能としている。したがって、迅速な対応が可能であり連絡会の開催頻度を明記する必要はない。標準処理期間については、今後実際に行われる承認手続きに要する期間を踏まえた上で定めることとしたいが、概ね1ヶ月程度と考えている。

重大な変更とはプロジェクトの実施及びクレジットに影響を及ぼすもの等であるが、全ての場合を列挙することは難しいことから報告すべきか否か判断に迷う場合はプロジェクト担当支援省庁にご相談願いたい。「書面で」を削除する。クレジットの発行・移転に関する報告内容としては、日本の登録簿上の口座への移転に必要なクレジットのシリアル番号、移転本、移転先の口座等を記載していただく必要がある。

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであり、承認基準は原案どおりとすることが適当である。

政府への要望については、A.7) プロジェクトの課題の欄に記入いただくか、プロジェクト支援担当省庁に相談ありたい。

日本政府への申請はプロジェクト設計書の添付を求めていることから、プロジェクト実施者が第三者機関(CDMの場合、指定運営機関)にプロジェクト設計書を提出し有効化審査を受ける前ないし審査と同時にされるはずである。

指針6.にも述べているように指定運営機関やCDM理事会での審査により、プロジェクトがCDMとして認められないことも可能性としては考えられるが、そうした場合は特に政府承認を取り消さなくてもプロジェクトの進行は難しくなることから取消しについては想定していない。

「標準処理期間」は予め定めるべきであり、また標準処理期間を超える期間を要する場合は、申請者に対してその旨を速やかに通知する手順を追加すべき。【事業者】

プロジェクトの的確な遂行が明らかに困難な経営状況にある場合の具体的な判断基準を示すべき。【事業者】

プロジェクト実施主体にとって、J I、CDMの実施に於いて最も難しいのはホスト国政府からの承認であり、プロジェクト開始前の準備段階での支援が不可欠。従って、P.2の「プロジェクト開始から・・・」の記述は削除すべき。【事業者】

添附するホスト国の承認書は写しでよいものとし、ファックスや電子メールでの対応も可能とすべき。【事業者】

事業承認申請時点では、全ての資金計画が確定していないことが考えられるため、P.8の資金源の箇所に、2)項に該当しないことが明らかな場合、申請時点の確定分のみでもよい旨記述を追加する。【事業者】

申請したプロジェクトが不承認となった場合の理由をクリアできた際の再提出の可否、承認後事業のスコープ変更の要件について明記すべき。また、承認取消しについて、取消基準も含めて明記する。【事業者】

CDM、J Iの確実な実施を担保するための制度的保証を承認基準に加えるべき。具体的には、優良案件を推進する観点から、民間事業者に関心が高い事業実施後の排出権C E Rについては、日本政府による排出権の直接買い上げ、オランダ流の排出権の入札調達、英国流の排出権取引制度等、事業実施に資するファイナンス・取引スキームを含めた制度設計とリンクした体制とすべき。実質的に同一の事業にも関わらず、複数の企業が承認を申請し、或いは承認申請の時間的前後関係により実質的に複数承認が生じた場合の混乱が予想されることから、それらの懸念を払拭する承認基準が望まれる。【事業者】

クレジット

J I / CDMプロジェクトに公的資金（ODAの流用以外）が活用されている場合、得られたクレジットについて、承認申請した事業者やホスト国のみならず、国（日本政府）にも分配されるべき。その場合、分配されるべき比率を事前に決めておくことが極めて重要（国に分配しない場合も含む）。【個人】

公的資金を活用する事業者にとって、事後に国に分配する話が出てくると、当初の見込みが大きく狂うことになる。また通常は、関係者で分配の配分を予め決めたと上で、クレジット獲得のための各種協力を行っていく（分配量に応じた貢献をしていく）。従って、以下を新たに追加することを

先進国の参加者が複数にわたり、それぞれの政府に承認を求めている場合でも、クレジットの一部が日本の登録簿上の口座に移転される限り日本政府としては承認を受け付ける。ただし、同一プロジェクトで複数参加者からの承認申請は1つの申請書にまとめて提出していただきたい。

標準処理期間については、今後実際に行われる承認手続きに要する期間を踏まえた上で定めることとしたいが、概ね1ヶ月程度と考えている。

会社更正法の措置適用の有無等様々な状況を鑑み総合的に判断する。

「承認時から」に変更する。ただし、事業者が申請前にプロジェクト支援省庁に相談することは妨げない。

ご指摘のように承認書は写しでよいものとする。報告方法は指針4. が適用されるので、電子的な手続き又は書面による手続きをとることが可能。

少なくとも公的資金については確定していることが申請の条件。公的資金について確定していなければ政府からODA流用ではない旨の確認レターを発行することができない。またこの点での国際ルールとの整合性の判断ができないため承認・不承認の決定を行うことはできない。

不承認となった場合の理由をクリアできた際は再申請を行うことは可能とする。承認後のスコープの変更、承認取り消しについては今のところ想定していない。

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであり、承認基準は原案どおりとすることが適切である。また、同一プロジェクトで複数参加者からの承認申請は1つの申請書にまとめて提出していただきたい。

このようなケースの場合は当然ながら政府を含む関係者間でクレジットの配分について事前に決定されていると考えられる。

クレジット配分については当初案に含まれていないため、公的資金についてのみ記載することはしないこととする。

提案。

3) 公的資金を活用している場合の排出削減量の取り扱い

プロジェクトに公的資金を活用している場合、その公的資金を投融資している機関と、プロジェクトからの排出削減量の分配方法等の取り扱いについて合意しているかどうかを記入してください。合意している場合、その内容について簡潔に記入してください。【個人】

環境影響等

J Iについて、事業受入国（ホスト国）における事業実施が十分な環境と社会への配慮の上で実施されるような指針を定めることが不可欠。原則として事業受入国のもとで、その国内法にしたがって環境と社会への配慮が払われるとしても、事業受入国に必ずしも十分な手続がない場合や手続があっても実施されない場合などが想定されるため。【市民団体】

事業受入国（ホスト国）において、重大な環境損害や、地域住民の人権侵害など重大な社会問題が生じるおそれがないよう確保し、重大な環境影響や社会問題が生じる恐れのある場合には事業そのものを実施しないこと、事業の実施後も重大な環境影響や人権侵害が生じた場合は直ちに事業を中止することを保障する手続を定めるべき。【市民団体】

J I、CDMについては、マラケシュ合意において一定の手続が定められているが、日本政府による承認の段階においてかかる確認がなされることは、日本政府が承認した事業が海外において環境や人権を損なうものとなることを事前に防止するに資する。なお、いずれ類似の手続を経なければ事業を遂行できないことに鑑みると、事業者にとっても特段の負担を負わせるものではないと考える。【市民団体】

当該指針のもとでは、京都メカニズム活用連絡会構成官庁が共同して事業承認を決定するが、事業受入国の環境に重大な損害を与えるおそれがある場合など、環境保全の観点から環境省が異議を申し立てることができ、環境省から異議ある場合には承認ができないといった、環境保全の観点からの事業承認手続における環境省の権限を明記すべき。【市民団体】

J IおよびCDMの目的に鑑みると、少なくとも事業承認の段階で、事業受入国（ホスト国）において、重大な環境損害や、地域住民の人権侵害など重大な社会問題が生じるおそれがないことを示すことを事業承認の要件とし、承認の手続の過程でそのことが確認できるようにするとともに、後日第三者の申し立てなどによりこの条件を満たさない事業であることが判明した場合には承認を取り消すことが必要。J I、CDMの事業主体が法人であっても、日本政府が「承認」するという行為であるがゆえに、承認された事業の遂行により上記のような問題が生じた場合、場合によっては、承認を与えた日本政府の法的責任、少なくとも政治的責任、道義的責任を問われうることに留意すべき。【市民団体】

「環境への影響」については、少なくとも以下を記載させるべき。

・日本の環境影響評価法の環境要素の全ての区分に関し、プロジェクトにより影響が出る可能性のある指標全て

・植林については生物多様性への配慮状況

・各指標のプロジェクト前後の変化予測

・いずれの指標においても悪化がないと判断するに足る理由（そのための対策など）

・事後に予測に反して環境悪化が見られた場合の追加対策

・代替案の検討状況

・環境影響評価担当者の氏名、所属

・環境影響評価プロセスの透明性の確保

・ホスト国内での日英及びホスト国の母語での環境影響評価書の公表（インターネットを含む）

と住民の意見聴取

・同評価に関する第三者レビューとして、ホスト国とドナー国それぞれ最低1団体ずつ、分野に専門的知見を持ち、かつ事業者と利害関係のない環境NGOの意見 【市民団体】

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであることから、原案どおりとすることが適当である。

J I及びCDMの全体プロセスは懸念されているような事態を避けるために考え出されたシステムである。例えばプロジェクト設計書の中では環境影響評価及び利害関係者へのパブコメを実施し、それに対する対応をも記載されることとなっている。

活用連絡会の場で環境省を含む構成官庁が問題があると指摘する場合には議論されることとなっていることから原案のままとする。

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであることから、原案どおりとすることが適当である。また、指針6.にも述べているように指定運営機関やCDM理事会での審査により、プロジェクトがCDMとして認められないことも可能性としては考えられるが、そうした場合は特に政府承認を取り消さなくてもプロジェクトの進行は難しくなることから取消しについては想定していない。

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであることから、原案どおりとすることが適当である。なお、環境影響についてはホスト国の定めに従うこととなっている。

「環境への影響」の後に「現地住民への社会的悪影響」という項目を追加し、少なくとも以下の事項を記載すべき

- ・プロジェクトにより影響が出る可能性のある項目を全て
- ・各項目のプロジェクト前後の変化予測
- ・いずれの項目においても悪化がないこととそう判断するに足る理由
- ・代替案の検討状況

・同評価に関する第三者評価の実施状況を明らかにするため、ホスト国とドナー国それぞれ最低1団体ずつ、社会的分野に専門的知見を持ち、かつ事業者と利害関係のない NGO の意見 【市民団体】

情報公開

透明性を確保するために連絡会のホームページを作り、承認された事業だけではなく、承認申請した事業に関する申請用紙や関連書類すべての情報を公開するしくみを作るべき。また、どの事業が承認申請手続きのどの段階にあるかもトレースできるように情報公開すべき。【市民団体】

市民および事業者など一般から広く意見を求め、承認手続きの定期的見直しを行うべき。【市民団体】

日本政府より承認或いは不承認となった事業の情報及び関連情報については、情報開示の原則を貫くべき。【事業者】

持続可能な開発

「ホスト国の持続可能な開発の達成の支援」については、現地住民の自立的発展にどのように寄与するかを具体的に記載させるべき。【市民団体】

ベースライン

「ベースラインの考え方」についてはその考え方を採用した理由を示すこと。【市民団体】
「プロジェクトを実施した場合の排出削減量又は吸収量予測」の後に「ベースラインとの差」を設定し、以下を記載すること。

- ・予測の根拠
- ・不確実性の程度
- ・代替案の検討状況及び代替案における削減量及び不確実性の大まかな評価。代替案の削減量が採用プロジェクトよりも大きい場合にはそれを採用しなかった理由
- ・リーケージがないこと、及びそう判断した理由 【市民団体】

小規模

小規模プロジェクトのみ、以下のように簡素化を図ることが必要

1. 「環境への影響」については、小規模プロジェクトのみ、以下のように簡素化を図る
 - ・プロジェクトによる環境影響、及び悪化がないと判断するに足る理由（そのための対策など）
 - ・事後に予測に反して環境悪化が見られた場合の追加対策
 - ・1万5千KW未満であっても貯水式水力発電所建設においては水没地域の植生など、及び代替

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであることから、原案どおりとすることが適当である。また、プロジェクト設計書の中で関係者へのコメントを求めることとなっており、それにより対応が可能と考えられる。

行政運営における公正かつ透明性の確保に資するため、情報公開を推進する所存。なお、必要に応じ、基本原則を維持しつつ、承認手続きの見直しを行う。この際、パブリックコメントの実施等、国民の意見を幅広く聴取していく考えである。

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであることから、原案どおりとすることが適当である。

プロジェクト設計書の項目に含まれている。

マラケシュ合意及びプロジェクト設計書の項目にも含まれていない項目であり原案のままとする。

小規模プロジェクトについては、現在手続きの簡素化案が現在CDM理事会で検討中であり、最終的にはCOP8で決定されることから、その決定を踏まえた上で必要があれば申請書類の変更を行うものとする。

地での対策

・1万5千KW未満であっても水路式水力発電所建設（河川等から水を引かないものを除く）においては水路と並行する河川等の本流の影響

2. 「環境への影響」の後に「現地住民への社会的悪影響」という項目を追加するものの、小規模プロジェクトのみ、以下のように簡素化を図る

・プロジェクトによる社会的影響、及び悪化がないと判断するに足る理由（そのための対策など）

・1万5千KW未満であっても貯水式水力発電所建設においては水没地域周辺住民への影響、及び移住先の対策

・1万5千KW未満であっても水路式水力発電所建設（河川等から水を引かないものを除く）においては水路と並行する河川等の本流の変化が現地住民に悪影響を及ぼさないかどうか【市民団体】

小規模CDMについては、連絡会の承認を省略し、プロジェクト支援担当省庁のみで承認（連絡会へは報告扱い）出来るように申請手続きの簡略化・迅速化を図るべき。【事業者】

プロジェクトの規模によって政府承認の基準が変わるわけではないので原案のままをしたい。他方プロジェクトの規模に関わらず、手続きの迅速化を目指す。

「ベースラインの考え方」については、小規模プロジェクトのみ、以下のように簡素化を図ることとすること

・その考え方を採用した理由を示すこと

また、プロジェクトを実施した場合の排出削減量又は吸収量予測「プロジェクトを実施した場合の排出削減量又は吸収量予測」の後に「ベースラインとの差」を設定し、以下を記載

・予測の根拠

・リーケージがないこと、及びそう判断した理由

【市民団体】

小規模プロジェクトについては、現在手続きの簡素化案が現在CDM理事会で検討中であり、最終的にはCOP8で決定されることから、その決定を踏まえた上で必要があれば申請書類の変更を行うこととする。

モニタリング

別紙2の「申請の手引き」においてプロジェクトの概要をかなり詳しく求めているにもかかわらず、国際審査の対象となるプロジェクト設計文書（PDD）には及んでいない。例えば7ページの「IIプロジェクト情報」については、AからDまで重要と思われる項目が並んでいる。この中には、「C環境への影響」が入っているが、これとセットになる「モニタリング計画」は抜け落ちている。どんなにそのプロジェクトが環境に配慮していたとしても、それを監視するモニタリングシステムがないとすると、そのプロジェクトの信頼性が損なわれる。日本政府はその辺もきちんとチェックすべきである。「モニタリング計画」をチェック項目に加えるべき。【個人】

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであることから、原案どおりとすることが適当である。

利害関係者

手間がかかり、ややこしい「ステークホルダー・コメント（利害関係者の意見）」およびそれらの指摘に対してどう対応するのかという計画案、については記述が求められていない。これはプロジェクト申請に欠かせない部分なので、きちんと対応できているかどうかを、プロジェクト承認にあたり日本政府として見極めなくてはならない。「利害関係者の意見とそれへの対応」という項目を加えるべき。【個人】

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであることから、原案どおりとすることが適当である。なお、ご指摘の点はPDDに含まれている。

パブリックコメント

PDDは運営機関（OE）に出された後、30日間のパブリック・コメントに付されるが、これについても何の言及もない。日本から出されたプロジェクトが、この段階で批判にさらされないよう

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関やCDM理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を

にするためにも、日本政府は、各プロジェクトがそうしたパブリック・コメントに耐えうるものかどうかを判断する必要がある。これには、そのプロジェクト自体だけでなく、そのプロジェクト実施主体が、同じ国でどんなプロジェクトをやってきたか、やっているか、それらが地元を受け入れられているか、地元住民、地元 NGO の反対運動が起きていないかなどを、チェックすべき。日本が相手国の持続可能な発展に寄与するプロジェクトのみを承認することを示すためにも、こうした観点からのチェックを欠いてはならない。「パブリック・コメントへの対応ができていないか」を項目として加えるべきである。【個人】

目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであることから、原案どおりとすることが適当である。

追加性

9 ページの「III プロジェクト効果の見込み」のところで、ようやくプロジェクトの肝心の温室効果ガス排出削減量の話が出てくる。ここには「当該プロジェクトを実施しない場合の温室効果ガスの排出量または吸収量予測と比較して、温室効果ガスの追加的な削減または吸収の効果があることが求められる」とある。しかし、CDM・JI を真に効果的なものにするためには、これだけでは不十分。というのも、ビジネス・アズ・ユージュアルのプロジェクト、つまり CDM・JI がなかった場合にも起こっていた、もともと計画・実施されていた事業を、改めて CDM・JI に指定しなおしてしまうと、追加性がなくなってしまうのである。もともとあった事業をそのまま CDM・JI にしてしまうと、それら事業は棚からぼた餅のようにクレジットを得られてしまうという意味で、フリーライダー（ただ乗り）になってしまう。こうした事業からクレジットが発生すると、その分投資側の先進国の排出枠が増え、世界全体の排出量は増えてしまう。CDM・JI は、京都議定書ができたからこそ起こされた事業でないと、削減されたことにならない。削減量の追加性をもたらすためには、プロジェクト自体が京都議定書によって起こされた「追加的」な事業でなければならない。日本政府としてこの「追加性」の観点を、厳しくチェックしないと、日本はフリーライダー・プロジェクトを容認する国となり、真の意味で削減したことにならなくなる。こうしたプロジェクトは、ホスト国の承認が得にくいばかりでなく、OE または理事会（EB）の時点で、承認されなかったり、対象事業から外されてしまう可能性がある。重要なチェック項目として、「プロジェクトの追加性」を入れるべき。【個人】

プロジェクトの追加性は、マラケシュ合意でプロジェクトなかりせばの場合と比較し温室効果ガスの排出量が削減されることという規定のみになっており、承認基準にあるとおり日本政府はその国際ルールに反するものでないかどうかをチェックすることとする。

企業秘密

9 ページの「V その他」の C に「企業秘密」という項目があり、申請書記載事項のうち、企業秘密に属することはその旨記入してほしいとあり、その記入がなかった場合には、公開されるかもしれないとある。しかし、この申請書よりもずっと詳しい記述が求められている PDD はパブリック・コメントに付されるため、公開が前提になっている。そのため、それよりも簡略化された本申請書で、PDD に書かないような企業秘密が書かれるとは到底思えない。その意味からすると、ここで企業秘密のことが持ち出されるのは、おかしい話。PDD が公開されるのが前提であることからすると、本来的に、この申請書は公開されるべきもの。日本政府はむしろ積極的に、どんなプロジェクトが日本企業から出されているのか、リスト化して公表するべき。この「企業秘密」の項は必要なく、削除すべき。【個人】

マラケシュ合意にはプロジェクト設計書の中でもプロジェクト実施者が環境影響評価、ベースライン及びベースラインの方法論の説明に関する情報以外で非公開としたい箇所については非公開とされる旨規定されていることから、原案のままとする。

プロジェクト

「プロジェクト情報」に「その他の特記事項」の追加が必要。たとえば、実績、プロジェクトが実施されないやむを得ない事情等。【個人】

ご指摘のとおり「その他の事項」を追加する。

その他

「プロジェクト効果の見込み」に温室効果ガス削減効果以外の「公害の削減効果」及び「環境保全効果」に関する記述が必要。当該プロジェクトの主目的が温室効果ガス削減効果以外をねらっ

日本政府によるプロジェクト承認は、指定運営機関や CDM 理事会が行うようなプロジェクト内容の審査を

ている場合もあるため。【個人】

炭酸ガス排出量の規制は、当然必要だが、炭酸ガスの吸収能力の低下を見過ごしていないか。5000年前のアフリカや中央アジアは、森で覆われ、その吸収能力は、現在の数倍あったと推定。最近の植物遺伝子解析研究成果では、植物の生育速度を2倍以上に上げる因子や、耐塩性遺伝子、耐乾燥性遺伝子も解明。これらを総合的に活用し、世界中に森を復活させる活動につながれば、従来500年かかると言われてきた森の復活が、数十年で達成できる可能性が期待。そのための総合開発研究プロジェクトを発足させるとともに、省庁の縦割り行政を撤廃してODAの中心に位置づけることが、わが国の技術力を持って、地球環境を改善する上で、最も効率的な方法ではないか。

【個人】

日本政府は、京都メカニズムの利用の補完性の確保を含め、環境保護と発展途上国の持続可能な発展の達成を支援するための京都メカニズムの利用に関する具体的な政策を早急に策定すべき。このような政策は、それが環境保護と発展途上国の持続可能な発展に資するものであるかについて、戦略的アセスメントを経たうえで策定されるべき。【市民団体】

実施主体の名称、住所に多国籍企業、日系企業の現地法人が実施主体の場合、その扱いを明確化すべき。【事業者】

目的とするものではなく、日本政府が、日本企業の関与しているプロジェクトを把握し、必要に応じ支援することを趣旨とするものであることから、原案どおりとすることが適当である。

今回の意見募集の対象とはなっていない点に関する意見のためコメントは控えさせていただくが、今後の政策を検討する上で参考にさせていただきたい。

今回の意見募集の対象とはなっていない点に関する意見のためコメントは控えさせていただくが、今後の政策を検討する上で参考にさせていただきたい。

多国籍企業、日系企業の現地法人の扱いを別にする理由は特に見当たらないため、そのための規定は設けないこととする。